

平成22年度第1回

江戸川区都市計画審議会

議事録

平成22年度第1回都市計画審議会

日 時：平成22年5月25日（火）午後2時00分より午後2時55分

場 所：区役所第1・2委員会室

出席者：委 員 朝比奈智恵美、有田智一、岩楯重治、川瀬泰徳、小泉敏夫、小島務、佐久間直人、
佐藤淳一、嶋義亮、須賀幸一、杉本英臣、鈴木徹、須田哲二、田口浩、長澤正一、
西野博、人見哲爲、山岡新太郎、横山巖 以上19名

事務局 都市開発部長、都市計画課長、住宅課長、まちづくり調整課長、まちづくり推進課長
市街地開発課長、建築指導課長、施設課長、学校建設技術課長、土木部計画課長、
都市計画課係職員（11名） 以上21名

欠席者：委 員 青谷懿、石田正博、大村謙二郎、小久保晴行、長谷川眞 以上5名

議 案：1. 開会

2. 新委員の紹介

3. 案件審議

諮問第1号 東京都市計画公園江戸川第2・2・14号 瑞江公園の変更
(江戸川区決定)

諮問第2号 東京都市計画公園江戸川第2・2・67号 南小岩五丁目公園の決定
(江戸川区決定)

4. 報告事項

江戸川区景観計画（素案）について

5. 閉会

議 事

事 務 局： ちょうど時間でございます。お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから平成22年度の第1回江戸川区都市計画審議会を開かせていただきます。

会議に先立ちまして、ここで委員の交代がありましたので、皆様に御紹介をさせていただきます。

小松川警察署長鈴木委員でございます。

鈴 木 委 員： どうぞよろしくお願いいたします。

事 務 局： どうぞよろしくお願いいたします。

本審議会は、ただいま委員の数は24名ということでございます。皆様のお手元にある名簿でご確認いただきたいと思います。

それでは、本日の会議の進行を会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

会 長： それでは、審議会の成立につきましては、審議会委員24名中5名欠席、出席19名ということで成立しております。

議事録署名委員としては、嶋委員と須賀委員、このお二人にお願いしたいと存じます。

傍聴者はおりましようか。

(「傍聴者、1名おります」との声あり)

1名ですね。では、入れてください。

それでは、事務局から資料の確認をお願いいたします。

事務局：資料の確認をさせていただきます。

まず、議案書でございますけれども、事前にお送りしてございます諮問1号及び2号でございます。もしお手元にない方いらっしゃいましたら、事務局のほうでお届けいたします。

本日の配付資料としましては、式次第、座席表、それから、報告事項になりますが、江戸川区景観計画の素案の概要版という冊子をお配りしてございます。

配付資料は以上でございます。

会長：それでは、審議に入りたいと存じます。

諮問第1号及び第2号については、一括して審議したいと存じます。

事務局、お願いします。

事務局：それでは、諮問第1号、2号につきまして、御説明申し上げます。

スクリーンのほうをごらんいただきたいと思えます。

まず、諮問第1号、東京都市計画公園江戸川第2・2・14号瑞江公園の変更について、それから、諮問第2号、東京都市計画公園江戸川第2・2・67号南小岩五丁目公園の決定について、それぞれ江戸川区決定でございます。

縦覧期間は、今年4月21日から5月11日まで行いましたが、縦覧に見えた方はございませんでした。意見書の提出もございません。

スクリーンのほうに都市計画公園及び緑地の現状を表にしてお示ししてございます。都市計画公園といたしましては、上から広域公園、都市基幹公園、住区基幹公園というふうに記載してございますが、本日お諮りしますのは街区公園、太枠で囲ってありますが、西瑞江公園、面積を一部追加いたしまして、名称を瑞江公園と変更するものであります。

それから、もう1点につきましては、新規の都市計画決定であります。南小岩五丁目公園でございます。変更後の数字につきましては、公園数6カ所、トータルの面積では18.42haになります。

まず、瑞江公園であります。位置につきましては、瑞江の葬儀場の南側、都市計画道路の補助285号線に沿った場所です。昭和48年に西瑞江公園として都市計画決定し、昭和50年に瑞江公園として開園した公園でございます。先ほども若干申し上げましたが、都市計画上の名称は西瑞江公園となっておりますが、区の管理上の公園名称としては、瑞江公園ということで開園しております。

現在の公園の部分が緑色でございまして、この緑色の隣の赤い部分、約500㎡でございますが、ここにありましたガソリンスタンドが廃業したことに伴いまして、この用地を確保して公園を広げるという計画であります。

拡大図であります。緑色の部分が既存の公園約3,000㎡、今回追加する部分が赤色の500㎡でございます。全体合わせますと3,500㎡の公園になります。この公園の拡充により間口が広くなり、公園の利便性も増して、視認性も高まります。

それから、ちょうど間に都の交通局、春江引き返し所と書いてありますが、こちらにつきましては、現在、都の交通局所有でバスの折り返しに使っておりますが、将来

的にはバスのルートを変更することも前提にしながら、この部分も公園として拡充するというを交通局と調整を行っているところでございます。

この写真は、現在開設している部分を西側の入り口から見た状況であります。これは西側にある道路から見たところですが、ちょうど左のほうに白いフェンスで囲われている部分がありますが、ここが今回拡幅するところになります。反対のほうから見ると、このような形になっております。ここにガソリンスタンドがあったのですが、もう上物は壊してあって、現在、土壌の改良等を行っている状況にあります。それから、左側に若干車が置いてありますのが都バスの引き返し所になります。もうちょっと位置を引いてみますと、このような形でバスが出入りしているのをごらんいただけるかと思えます。

今回、0.05haを追加しまして、トータルでは0.35haの公園にするという都市計画の変更に合わせて、都市計画上の名称も瑞江公園ということで変更するという案件でございます。

続きまして、南小岩五丁目公園であります。こちらは千葉街道、区役所側から行きますと、新中川を渡っていただきまして、左側に小岩消防署の南小岩出張所がありますが、その裏側になります。拡大したものがこれですが、ちょうど千葉街道のここに消防署がございまして、この緑色の部分が現在開設している公園で、面積は約1,400㎡であります。昭和58年に開設されておりますが、ちょうど隣接する北側の部分、こちらは私有地の駐車場でありましたが、今回、用地取得させていただき、面積400㎡を加えまして1,800㎡の公園として新たに都市計画決定するものであります。

この公園は、現在出入り口がありますのは、東側の道路に面したこの部分しかありませんが、北側は親水緑道がありますので、ここを開設すると、公園の利用勝手が非常によくなります。親水緑道の方から見ますと、このような形になっていまして、東側に高圧鉄塔が立っていますがこの部分は買収しません。

それから、画面は入り口の写真を写していますが、東側の入り口の部分がこのような形で利用されていますが、北側のこの部分を開設するということになります。

公園の中を写していますが、南側を見た状況と公園の中の状況であります。

公園2件については、以上でございます。よろしく願いいたします。

会 長 : それでは、御質問、御意見がありますれば、どうぞ。

委 員 : ちょっと参考までにお教え願いたいと思っております。

瑞江公園のほうは、かつてガソリンスタンドであったというふうなことだそうでございますけれども、これ、現在、土壌汚染の調査かなんかしておられるんだろうと思えますけれども、ガソリンスタンドというものには大体どの程度の土壌汚染があるものか、おわかりであればお教え願いたいと思っております。おわかりになりましょうか。

事 務 局 : 現在白く囲ってある範囲のところで土壌の改良、具体的には、途中土を入れ換える置換という形で処理を従前の所有者の方で行っています。具体的には、東京都の環境確保条例の中で土壌の汚染の数値がございまして、あそこの調査の結果、全域にもしくは深さ的に全層にということではないんですが、一部分、ベンゼンと鉛が基準値を

若干超えているというところがございます、その部分の置換作業を現在行っています。その置換作業を終えまして、私どもの区のほうで処理を確認した上で購入するという予定にしております。

会 長 : それでは、ほかにどうぞ。

委 員 : 南小岩五丁目公園についてちょっとお聞きしたいんですけども、参考程度なんですけども、今まで出入り口が1方向だけということで、非常に閉鎖的だということで、私も大分昔は行ったことがあるんですけども、要するに、こんなに閉鎖的な、木も結構茂っていて、こういう公園で利用度がどうであったのか。「防犯上も」と書いてあるんですけども、防犯上ちょっと問題ありとしてでも、ずっと平然と長年こういう形で公園として使ってきたということは、使っているんだから、防犯はあんまり関係ないんじゃないかというふうな見方ができるんですよ、そうなる。今回こうやって2方向に開けるんですけども、公園の位置づけとして、このままずっと使ってきたということ自身にちょっと不思議だなという形があって、私、昔、近所の公園でも、木が茂り過ぎていて、うっそうとしていて暗いと利用者が余りないということがあったものですから、その点について、ちょっとご見解をお聞きしたい。

事 務 局 : 今、委員のほうからお話ございましたとおり、今まで1方向からの出入り、あの図で言いますと、緑色が右側に出っ張っているところがございますけれども、あの部分だけが公園の出入り口でありました。閉鎖的、確かに1カ所ございましたので、ただ、特に南小岩の地域にとりましては、貴重なオープンスペースであり、また、子どもさんから熟年者の方まで憩える貴重なスペースであるということから、これまでお使いいただいていた。また、途中で、平成17年には東京電力さんから用地をお譲りいただいて拡張などもしてきたところでございます。今般、ちょうど赤いところでございますが、北側の道路にも面するというので、2方向の出入り口が確保できる。また、北側につきましては、今、十分な道路幅員ではございませんので、今回の公園整備にあわせて、公園の間口の部分ですが、道路の拡幅の整備などもあわせて行いまして、公園があるということ自体が防災上のメリットというほかに、道路整備なども含めて、公園の利用がより安全になるとともに、地域全体も防災性が向上すると、そういった整備を目指そうということで、今回公園を拡幅したいということでございます。

また、委員のご指摘の、より安全にというか、木が茂り過ぎるですとか、ここの公園に限らず、区内の公園でいろいろご指摘などもいただいております。より見通しの効くといいますか、明るい公園整備、これを地域の皆さんのご意見をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

委 員 : 防災上、空き地があったりすると、それなりの役割を果たすんですけども、防犯と考えた場合に、防犯性が向上するという点だから、今まで低かったという点で、長年にわたってそういう状況だということで、公園としてその辺の基準といいますか、防犯上どういう整備をしておかなきゃいけないというような基準だとかそういうので、今回はこれで改善されるのでいいんですけども、ほかの公園も含めて、区内の公園でそういう基準等に照らして課題があるというようなところがあれば、僕は急いで改善を図る必要があるんじゃないかなというふうに思うんですよ。正式な出入り口以外にも出られるところもあるといえどもあるんですけども、こういう1方

向だけというのがずっと残っていたというのは、地元から防犯上危ないとか、危険で怖いとか、そういう声がなかったのかどうかとか、これまでのご意見とか要望とかあったかなかったのか、その点について、ちょっと最後に一言だけお願いします。

事務局：この公園につきまして、これまで防犯上、出入り口であることによって、非常に危険であるといったようなご指摘などは、特にお寄せいただいておりません。しかしながら、委員ご指摘のとおり、その1カ所ではということ以前から課題視しておりましたので、今回の用地取得でより安心して遊んでいただける公園にしていきたいというふうに考えております。

会長：ほかにございませんでしょうか。

委員：これは、南小岩の場合、初歩的なことを伺って恐縮なんですけれども、0.18ha、つまり1,800㎡だと思いますけど、これはどれだけ追加になったんですか。全体で0.18haなのか、どこにどれだけ面積が追加になったというのは、どこかに書いてあるんですか。ちょっとそれを教えてください。

事務局：まず、2ページのほうの、公園の既存部分も含めて0.18haになりますという記載でございまして、南小岩のほうは、今まで都市計画決定をしていなかったものですから、既存の部分と新たに買った部分を含めて0.18haを都市計画上位置づけますということで計画書に記載してありますので、増の部分はあえて数字として記載してございません。そういうことでございます。

委員：どのくらい書いてあるんですか。

事務局：ちなみに、これまではおよそ1,400㎡でございました。今回、買い増しというか、約400㎡ほどさせていただきまして、合わせて0.18haの都市計画の公園とさせていただきますということでございます。

会長：ほかにございませんでしょうか。

委員：すみません、素人考えなんですけど、千葉街道側のところには、出入り口というのはつくることはできないんですか。

事務局：千葉街道のほうにもつながることが、先ほどの防犯の面ですとか、それから、防災性等も含めて、非常に望ましいことかとは思いますが、南側、千葉街道に面するところには、今、消防署の固い建物がございまして、現時点で、直接千葉街道側のほうに抜けるという余地がございませんので、今のところ、千葉街道側に抜くという計画にはなっておりません。

委員：道路が抜けるのではなくて、消防署と公園の間に出入り口をつくるのが…。あそこは道路ではないんですか。

事務局：ちょうど、あの図の南側の部分が消防署の敷地とぴったりと背中合わせで接するような状況なものですから、今のところ、通路なり道路なりというところが周りの既存の道路につながるような状況ではございませんので、そういう意味では、今、ポインターがついているあの部分は行きどまりで、現在もそうなんですけれども今後もほかの道路につながるという予定は今のところございません。

会長：ほかにございませんでしょうか。

(「なし」との声あり)

会長：なければお諮りしたいと存じます。諮問第1号及び第2号、異議ございませんで

しょうか。

(「異議なし」との声あり)

会 長 : 異議なしと認めます。それでは、以上をもって審議を終わりますが、事務局より何か報告事項がございますね。お願いします。

事 務 局 : 報告事項でございます。お手元に江戸川区景観計画(素案)〈概要版〉という冊子をお配りしてございます。この冊子と画面のほうを使いましてご説明申し上げます。画面をご覧くださいと思います。

景観計画でございますが、景観計画の概略系譜というふうに書いてございます。一番下のところに平成16年に景観法ができましたと書いてございます。これまで、景観に関する法体系というものが日本の中になかったんですが、少し歴史をさかのぼって見ますと、大正の時代に風致地区、例えば明治神宮の周りの自然を保存しましょうとか、それから、美観地区といまして、美観的な建物を保存しましょう、こういうのが旧都市計画法の中で規定がございました。それから、昭和50年ぐらいになりますと、文化財保護法の改正によりまして、伝統的建造物の保存地区というようなものが規定でありましたけれども、トータルでの景観的な法律がありませんでした。時代が移り、平成12年に地方分権一括法ができ、地方の独自性を最大限生かし、法体系も整備すべきであるとか、それから、平成15年になり、美しい国づくりということも重点的に取り組んでいかなければいけないという中で、平成16年に景観法ができております。

右のほうの条例等の制定でございます。昭和41年というところをご覧くださいと、条例は38条例ありますが、法律がないものですから、各地方自治体が自主条例をつくりながら景観について取り組んできたという実態がございます。平成5年の段階では327条例、景観法ができます直前の平成15年は、524の地方自治体が景観条例をつくって、独自の取り組みをしてきました。こういう背景の中で平成16年に景観法ができました。

これはちなみに、先ほどの美観地区の例であります。旧都市計画法に基づく美観地区ということで、昭和44年に倉敷川の沿線のところが指定されています。それから、これも文化財保護法の改正によりまして、伝統的建造物群の保存地区の指定ができるようになり、京都市では昭和51年にこれを指定し、京都市の条例とあわせて保存に努めてきた背景がございます。

それで、改めて景観法の必要性ということでございますが、一番上にありますのは、地方公共団体における景観の整備・保全に対する積極的な取り組みが全国的に行われて、500を超えるような自治体が条例をつくっているという状況があります。そこでの課題であります。まず一つには、国民共通の基本理念というものが法律で定まっていない。それから届出、勧告というような行為の制限で、条例でいろいろやってきたのですが、なかなか限界があります。吹き出しのところに「法の罰則なし」と書いてありますが、やはり条例ではいろいろ限界があるということでございます。それから、3点目としては、国も地方公共団体に景観の観点から税政上、財政上いろいろな支援をしたいということも考えていますが、法律がないものですから、なかなか支援ができないというようなことでございます。一番下の段に

ありますような必要性というのは、その裏返しになりますけれども、法律の中では基本理念を明確化しました。それから、国民、事業者、行政の責務も明確化しました。法律の中に罰則の規定も盛り込みましたということがございます。

法律の中におのおのの責務ということで書いてございますが、国民、事業者、国の責務、それぞれございますが、我々地方公共団体といたしましては、地域らしさを生かした景観計画を策定し、実施していく。そういう地方公共団体を景観行政団体と位置づけましょうと法には規定してございます。

それでは、景観行政団体とは何でしょうかということでございますが、景観行政を担う主体であるということございまして、平成16年12月に景観法ができたと同時に、都道府県、政令市、中核市は自動的に景観行政団体になっております。ちなみに、東京都につきましても、平成19年に東京都としての景観計画をつくっておりますので、現在、江戸川区は景観計画がございませんが、東京都の景観計画の中に置かれているということでございます。

それから、区市町村の場合ということで、区市町村が景観行政団体になる場合には都道府県が、江戸川区でいえば東京都が東京都全体の景観計画を持っていますので、東京都と協議して、その同意を得る。それぞれがばらばらな計画をつくってしまいますと、全体の統一性がなかなか図れないということで、東京都、都道府県の同意を得ることをして、それから、景観行政団体となることを法に基づいて告示もするという一定の手続のもとに進めなければいけないという規定になっております。

一番下のところに、現在まで平成16年以降、景観行政団体になった自治体の数が430ほどあります。それから、都内においては2市8区が既に景観計画をつくって景観行政団体になっています、ということが記載してございます。

景観法の概要であります。まず、ハード面で申し上げますと、景観計画の中には、区域でありますとか方針でありますとか規制の内容、こういうものを必須として定めなければいけません。それから、届け出に基づく勧告、命令等の具体的な内容も定めなければいけませんということが書いてあります。それから、下のますの中に景観地区と書いてありますが、一般的な、全域に対しての計画よりさらに積極的に進める所については、景観地区として都市計画上指定しなさいというルールがあり、これにつきましては、江戸川区は平成18年に一之江境川を景観地区に指定しておりますが、段階的に全体計画をつくって、さらに具体的に進めるところには景観地区という位置づけを定めているということでございます。

それから、ソフトな面については、官民の協働による協議会をつくること、NPO法人の方々にもいろいろ活躍していただくとか、そういうソフトのメニューもあわせ持っていることが法の概要であります。

それでは、お手元の小冊子のほうに移らせていただきたいと思います。

スクリーンもありますけれども、お手元のほうが見やすいかと思っておりますので、ご覧いただきたいと思います。

概要でございます。まず、5ページをお開きいただきたいと思います。江戸川区の景観計画の策定に当たりましては、5ページの上にありますように区民の方々の参加をいただいて、素案をつくってまいりました。まず、区長への諮問機関として、景観

計画策定委員会ということで、学識経験者や各団体の方々、公募の区民の方々が入る委員会をつくらせていただいております。この策定委員会の経緯が左のページにありますが、平成20年10月7日に第1回の策定委員会を開かせていただき、今年の4月28日まで、8回にわたり委員の方々にご議論いただいた結果が今日お示ししている素案ということでご理解いただければと思います。

それから、5ページの上の、先ほどの絵に戻っていただきますと、策定委員会の下に景観まちづくりワークショップということで、区民の方々約45名ほど参加いただいているワークショップをやっております。ちょうど5ページの真ん中のところにワークショップのときの写真がありますが、みんなでまち歩きをし、それを会議室に持ち寄って意見交換したりということで、そこにございますように12回ほど開催して、延べ423名の参加がありました。こういう方々の意見も積み上げながら計画策定を進めてきたということでございます。

それから、その下に「えどがわ百景実行委員会」と書いてあります。ご覧になっていただいた方もいらっしゃると思いますが、「えどがわ百景」というのを今年の10月から今年の8月10日まで募集させていただいております。こういう取り組みを通じて、区民の方々にも景観について関心・興味を持っていただきたいということをしなから、この素案をまとめてきた経緯でございます。

すみません。前のページに戻っていただきたいと思いますが、2ページでございしますが、そういう中から出てきましたのは、まず計画のねらいとして、背景と目的と書いてございますが、区民と区の協働により、水と緑を基盤とした豊かなまちの環境が整ってきたことです。やはり区民の皆さんがおっしゃるのは、親水公園だとか大河川だとか公園だとか、非常に整ってきたので、こういうものをしっかり生かしていくというのがポイントとして大事であります。それから、その下に書いてありますように、まちの魅力をさらに高めるという観点で、みんなで知恵を出し合うということをどう具体的に進めていったらいいか、そこがポイントでしょうということでございます。

それから、右のページに移っていただきますと、3ページになりますが、具体的に何をやっていくかということについて、大きな2本の柱、左側の赤系統の列と右側の青系統の列と2列ございしますが、この2本柱で具体化していこうということになっておりまして、まず、左側のほうは、大景観区と書いてあるのは、簡単に言いますと、各事務所単位の6地区にそれぞれの地域性がありますので、こういう地域性を生かしながら、その下にあります小景観区と言いますのは、地域の方々がいる自発的に活動されて、自分たちのまちをこういうふうにしていったらよくなるのではないかというような、こういう区民発意の街づくりを進めること。これを一つの柱にしております。それから、右のほうの青い列につきましては、景観上重要なポイントになるようなところをあらかじめ景観軸ということで指定しておいて、その軸の周りで土地利用があるときには届け出をしていただいて、外壁の色であるとか仕様について協議をしながら、まちのグレードを高めていきたいと思います。こういう2本の柱で進めたらどうかということでございます。

ページを移らせていただきまして、4ページ、5ページは先ほどご説明したとおりでございます。

6ページ、7ページであります。まず、江戸川オリジナルの景観計画というのは、江戸川らしさというものをちゃんと発見して、それを伸ばす、あるいは悪いところは控えていくというような、こういうことが大事なんだろうということで、策定委員会とかワークショップでいろいろ協議する中では、五つの柱を立てました。一つは水と緑、もう一つは歴史文化、それから、右のページに行きまして、まちなみ、それから、お祭りに代表されますような活力・にぎわい、それから、風景だけではなく、暮らしでありますとか活動、この五つの要素を江戸川らしさということで取り上げまして、この五つの要素を高めていくことを景観計画の要素としております。

めくっていただきまして、8ページ、9ページには、具体的な目標として、水と緑に育まれた、多様な「江戸川らしさ」を生かした景観まちづくり、これを目標にします。サブタイトルには、まちを元気にする計画にしていきたいと思います。その下に先ほど申し上げた五つの江戸川らしさの要素がありまして、それぞれをどう生かしていくかというようなことが記載してございます。

次のページをご覧くださいますと、10ページ、11ページに大景観区ということで、各事務所単位の江戸川らしさを代表するようなコメントで書いてございますが、まず、小松川・平井地域につきましては、大きな河川に囲まれた新旧のまちなみが共存するまちである。それから、中央地区につきましては、人々のにぎわいがせせらぎに映える区を中心としての中央地域である。それから、葛西地域につきましては、新しさの中に海辺・川辺のまちの歴史と文化が息づく葛西であると、それから、11ページのほうにまいりまして、小岩地域ですが、古い歴史の中に暮らしのぬくもりとにぎわいがある小岩地域。鹿骨地域については、農の風景の中に暮らしの文化が育つ鹿骨地域。東部地域につきましては、豊かな水と緑潤う伸びやかな風景が広がる東部地域。このような各6事務所単位の部分を大景観区と位置づけまして、その大景観区の対になる言葉として、次のページ、12、13ページにあるような小景観区という区民主体の活動、これを今回の計画の一つの柱に位置づけております。

12ページのほうにお戻りいただきますと、小景観区というのは何なんだということですが、区民の方々の営み、ちょうど真ん中のところに台形の絵で、スクリーンのほうをご覧くださいますと、活動の様子を順次下に行くに従って進化していくんだというようなことをイメージして書いてありますが、現在、江戸川区の中には、アダプト活動に参加されるボランティア活動に参加される方が6,000人ぐらいいらっしゃって、身近な清掃活動をはじめ、地域活動、花いっぱい運動等展開していただいているわけです。これは別に景観計画をつくるまでもなく、これまでもまちをよくしていこうという活動のあらわれでございまして、こういう土壌を大切に、さらに次のステップに行きますと、もっと景観ということに着目して、こんなこともできるんじゃないかというようなことについてお考えいただいたり、活動いただいたりする。あるいは、区のほうに景観まちづくりに取り組みたいんだけどというようなことで登録もしていただいたらどうかと、こんなことも書いてございます。

その下の台形のところに行きますと、先ほどの一之江境川の景観地区のような、法律の制度でいろいろ規定することもできますので、そういう計画やルールをつくるようなところも発展型の形ではあり得るのではないかと。こういうことが全区的に広がっていくということを計画の大きな柱にしているということでございます。

それから、次のページ、14、15ページにつきましては、もう一つの大きな柱であります届け出等の建築行為における景観の取り組みということでございまして、右側のページには景観軸というふうに位置づけました箇所図が示してありますが、臨海地区、大河川、親水公園、緑道、それから、環七や京葉道路をはじめとする道、駅、公園、農の風景というようなことを、55の地域を景観軸として取り上げております。

14ページのほうの上のほうに断面図のようなものがありますが、道路を例にとえまして、街路樹が植わって、歩道があるような道路の部分の公共空間、これは公共側が主体になって景観行政を行っていくわけですが、横にありますような民間の方々の沿道の土地利用についても、一定の規模のものについては届け出をさせていただいて、景観に配慮したような土地利用を図っていただきたいと、いうことを柱にしております。

次の16、17ページ、ご覧いただきますと、具体的な例として、大河川のものど道の景観軸、これらをピックアップしてございますけれども、例えば大河川の沿線においては、川のほうに緑をつくっていただくとか、あまり突出した高い建物を建てないとか、あるいは色に配慮していただくとか、こういうことで川全体の景観に配慮したような土地利用をしていただきたいということが記載してございます。

それから、17ページのほうは、道の景観軸であります、こちらスカイラインに配慮していただきたいとか、道路側に緑を配置していただきたいとか、あるいは、ちょっと一休みのできるようなポケットパークのような空間を道路側につくっていただきたいとか、こういうことを記載してございます。こういうものが建築計画に生かされると、全体として江戸川区のまちの魅力が高まるのではないかと考えております。

18ページ、19ページをご覧いただきますと、区民の方、それから、事業者、行政の一体的な取り組みによって、まちの景観が高められるということが記載してございます。

それから、19ページに具体的な届出の流れをフローにしてありますが、左側のほうの縦列に赤系で住宅整備条例に基づく届出というのがございまして、現在も300㎡以上の土地利用をされるときには、区の条例に基づいて届出をいただいているんですが、この届出に並行して、一定規模の建物については、景観条例に基づく事前の協議もしていただきながら、区と相談しながら建築計画を進めていったらどうかということで素案としてまとめてございます。

最後にもう一度スクリーンのほうをご覧いただきたいと思いますが、平成20年から策定委員会を立ち上げながら進めてきたわけですが、今年、4月の8回目の委員会で素案という形でまとまりまして、本日、都市計画審議会の皆様に素案の内容を報告させていただいております。

今後ですが、来月6月に入りましたら、区の関係の委員会にもご報告いたしまして、それからパブリックコメント、これは法的に位置づけられているわけではないんですが、素案の段階で一回、区民の皆様にお披露目させていただいて、ご意見をいただきたいと思っています。それを受けまして、9月に第9回目の策定委員会を予定していますので、ここで区民の皆さんからいただいた意見も含めて、素案を固めていきたいというふうに考えております。

それから、11月に景観シンポジウムを記載してございますが、お手元にお配りしたえどがわ百景のチラシをご覧くださいますと、昨年の10月から募集を始めて今年の8月10日まで、百景ということで募集しています。それから、景観の五つの要素というようなことも書いてございますが、後ろの応募用紙に皆さんそれぞれいいなと思ったところ、悪いと思ったところでもいいと思うんですが、こういうふうにするとよくなりますよというようなことをコメントの書けるようなところも欄としてございますので、これをお寄せいただきまして、えどがわ百景ということにしていきたいと考えております。こういう百景のお披露目でありますとか、あるいは先ほど申し上げました小景観区、これはワークショップの中で、どこを小景観区に取り上げてどんな活動をしようかというようなことを皆さんと協議していますので、そういうものを皆さんにお披露目するような機会として、11月11日にシンポジウムを予定しております。

その後、12月の区議会に条例の制定ということで、法的な位置づけをつくらせていただきまして、その後に景観行政団体としての都から同意をいただくような手続があります。年明けまして2月には、法律でパブリックコメントをなさいという規定もございますので、二度目のパブリックコメントになりますけれども、こういうことをしまして、来年の3月、本都市計画審議会に、これも法的に審議会の意見をいただきなさいということになっていますので、そのような法的手続を今年1年かけて進めまして、来年の4月から景観計画の主体として江戸川区も取り組んでいきたいなというふうに考えてございます。

ただいま申し上げましたようなことを、あらかじめ今日報告事項としてお知らせしたかったということでございます。よろしくお願いいたします。

会 長 : ただいまの報告事項について、何かご質問ございましょうか。

委 員 : すみません。不勉強なものですから、ちょっと基本的なことを何点かお伺いするんですが、まず、資料の10ページ、11ページに大景観区ということで、六つのゾーンが事務所管轄区域をベースにして決められているというふうに記載されていますが、これは例えば都市計画マスタープランの地区別構想の地区区分との関係性があるのかないのかということについて教えていただければというのが1点目です。

それから、2点目については、小景観区ですが、これは住民活動の機運次第で柔軟にこれから設定されていくという理解でいいのか、あるいは景観計画が決まる段階である程度、小景観区というのは定められた形になるのかどうかというのが2点目にご質問させていただく点です。

それから、3点目は、景観地区景観協定について、今後熟度の高いところ、予定が出そうだといいところがありそうかどうかということと、景観地区については、恐ら

くこの都計審で決めるべき地域地区だと思うんですけど、景観地区を決めていくに当たって都計審の役割と景観審議会の役割は、私、不勉強でよくわかっていないんですが、役割の違いというのはどうなっているのかということについて、以上、教えていただければありがたいです。

事務局：3点お尋ねであります。まず、都市マスとの関係であります。概要版の中にも、景観計画の上位計画として、2ページの左側のところに計画の位置づけというふうにあります。景観法、それから、東京都の景観計画、これはある一つの上位計画としているというふうにラインで書いてありますが、江戸川区の中では、江戸川区長期計画あるいは都市マスタープラン、これを上位計画として、それから、江戸川区水と緑の行動指針、緑の基本計画との整合を図るような位置づけになっております。地区別の6事務所につきましては、都市マスタープランの中でも地区別構想は6事務所単位で構成しておりますので、そこでの整合性は図れていると考えております。

それから、2点目の機運についてであります。小景観区については、ある意味、先ほどの12ページ、13ページのところの説明を重ねて行うようなことにもなるのですが、江戸川区の中では、景観計画ができる前から、わがまちをよくしていこうというような取り組みがかなりたくさんありますので、そういう方たちにさらに景観という観点でもう少しプラスアルファして取り組んでいただけたらどうかという発想があります。なかなか概要版の中には紹介できていないのですが、130ページぐらいの本編、素案としてありますが、この中にはかなり詳細にご紹介しているのですが、街角の彫刻をボランティアで清掃していただいているような取り組みだとか、あるいは花を植えているような取り組みも紹介しておりますが、こういうものをさらに高めるようなことをやっていきたいということで機運を高めたいということと、ワークショップの中でも、改めて小景観区という位置づけで私も取り組んでいきたいというような方々が何グループかありますので、今年度、22年度のワークショップは、これまでの景観計画の素案づくりの意見を出していただくということの延長として、小景観区のグループを具体的に立ち上げるというところをテーマにしていきたいというふうに考えております。

それから、3点目の景観地区の一之江境川以外のところということですが、現在、一之江境川に続いて古川の親水公園も、愛する会が母体として活発に活動していただいておりますが、我々の街づくりの部隊で、足掛け2年ないし3年ぐらいになりますか、景観地区の指定をどうでしょうということ、今、協議を進めさせていただいております。順調にいきますと、今年度末の都市計画審議会に景観地区指定として、さっきも役割分担のお話もされていましたが、3月日途の都市計画審議会には古川の景観地区指定も議案としてお諮りしたいと考えております。

役割分担につきましては、都市計画審議会については都市計画決定するための区長に対しての諮問の機関ということでございますので、決定の前にお諮りして同意をいただくということで思っております。

それから、景観審議会のほうは、景観法の中では必ずしも必置の組織ではございませんが、大多数の自治体においては審議会をつくって、多くの方の意見をいただいております。江戸川区の景観審議会につきましても、先ほどの図でご覧いただ

いたように、学経の方、それから、区の各団体の方、それと、公募の区民の方にぜひご参画いただきたいということで、先ほどお話ししたような組織で立ち上げたということでございます。

以上です。

会 長 : ほかにございませんでしょうか。

(「なし」との声あり)

会 長 : それでは、以上をもちまして閉会したいと存じます。本日はどうもご苦労さまでした。

事 務 局 : すみません。最後に、次回の予定は、まだ案件が定まっておりませんので、多分、秋口以降になろうかと思えますけれども、また案件が定まりましたら、事前にご案内させていただきますので、ちょっと間があくような感じになりますが、ぜひよろしく願いいたします。

会 長 : どうもご苦労さまでした。

以 上

以上のとおり議事を記録し、ここに署名する。

会 長 人 見 哲 爲

署名委員 嶋 義 亮

署名委員 須 賀 幸 一